

## 令和3年度介護報酬改定におけるQ&amp;A(vol.1)

No.	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問内容	回 答
1	居宅介護支援	基準	内容及び手続きの説明及び同意	<p>「事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき十分説明を行わなければならない。」とあるが、</p> <p>① 上位3位は法人単位・事業所単位のいずれの計算方法で算定すべきでしょうか？</p> <p>② 現在、居宅介護支援契約済の利用者への説明が必要な範囲（時期）を教えてください。（例：令和3年4月1日からの義務と考えて令和2年度後期分の説明が必要となるのか、または、令和3年4月からの計画数（令和3年4月1日分からと解釈して令和3年度前期分）から説明のいずれになるのでしょうか？）</p> <p>③ 重要事項説明書の差し替えも必要となるのでしょうか？</p>	<p>①事業所単位となります。</p> <p>②前6か月については、【1】前期（3月1日～8月末）、【2】後期（9月1日～2月末）における当該事業所において作成された居宅サービス計画となりますので、令和3年4月に提供開始する場合は、【2】後期における居宅サービス計画が対象となります。</p> <p>—なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものですが、その際に用いる当該割合については、直近の【1】若しくは【2】の期間になります。</p> <p>—令和3年4月前に契約を結んでいる利用者についても、【2】の期間に提供されたものが占める割合につき、十分に説明することとされています。</p> <p><b>令和3年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(vol.3)問111, 112参照（令和3年3月30日修正）</b></p> <p>③国からの通知等に「内容を利用者又はその家族に説明を行う場合は、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて<b>必ず利用者から署名を得なければならない。</b>」「<b>文書を交付して説明</b>を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する」とあることから、重要事項説明所等の書面に必要な内容を盛り込み、説明を行うことが適切であると考えます。</p>

## 令和3年度介護報酬改定におけるQ&amp;A(vol.1)

No.	サービス種別	報酬・基準	区分	質問内容	回答
2	通所介護（第1号通所事業）	報酬	口腔・栄養スクリーニング加算	<p>口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）は栄養改善加算との併算定不可とありますが、同じ月に併算定するのが不可であり、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）によって栄養改善が必要と判断された場合に栄養改善加算へ移行することは可能との解釈は合っているのでしょうか。</p> <p>また、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）の、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）を算定できない場合にのみ算定可能とありますが、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）が算定できない場合とはどのような場合でしょうか。</p>	<p>口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）は、栄養改善加算と同じ月に併算定することができません。栄養改善が必要となった場合については、栄養改善加算の算定要件が満たされていれば栄養改善加算を算定し、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）に移行（併算定可）することができますが、算定要件が満たされていない場合は、栄養改善加算を算定することはできません。</p> <p>また、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）を算定できない場合とは、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合です。</p>
3	通所介護（第1号通所事業）	報酬	口腔・栄養スクリーニング加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔・栄養スクリーニング加算は、体制等状況一覧表のどの部分に該当しますか。</li> <li>・口腔・栄養スクリーニング加算をとるにあたり、利用者からのニーズにより行うものなのか、事業者側が半年に一回確認することを前提として体制を組んでいくものなのか、どちらですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該加算は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出は必要ありません。</li> <li>・当該加算については、利用者からのニーズにより行うものではなく、必要な要件を満たすことにより算定できる加算ですので、基準等を十分確認の上算定してください。</li> </ul>

## 令和3年度介護報酬改定におけるQ&amp;A(vol.1)

No.	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問内容	回 答
4	全サービス共通	基準	料金改定に伴う同意	今回の利用基本料金改定について、各利用者様からの署名・捺印は必要でしょうか？ プリントなどでお知らせするだけでもよいのでしょうか？	利用申込者又はその家族に対し、利用料金等に関する文書等を交付し、説明し同意を得なければならないこととされているため、同意を得た記録（署名等）は必要です。
5	通所介護（第1号通所事業）	報酬	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	○3%加算について届出の用紙やいつまでの届け出なのかなど教えてください。 ○また、特別な事情があるときは延長できるがあるが、どの様な場合を指すのか？ ○その際は改めて再度届け出を出すのか、それとも特別な事情があるとして最初の届け出時から延長を届けることができるのか？	「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」については、ホームページに届出様式等を掲載しておりますので、こちらを御確認ください。 <a href="https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d072887.html">https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d072887.html</a>

## 令和3年度介護報酬改定におけるQ&amp;A(vol.1)

No.	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問内容	回 答
6	全サービス共通	報酬	0.1%上乗せ	自動的に上乗せなのか、届け出がいるのか？	<p>届出は必要ありません。</p> <p>請求する際は、wamnetの資料を参照してください。アドレス等は次のとおりです。</p> <p><a href="https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020050010">https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020050010</a>に掲載の介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（その6）の資料を御確認ください。</p> <p>特に、Ⅰ 介護報酬改定関係資料 資料10、Ⅲ 介護給付費請求書・明細書及びインタフェース関係資料の資料3を御確認ください。</p>